

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで、トンネル工事現場で就労し、粉じん作業に従事していたが、A会社B支店が元請として施工するC県D市所在のEずい道工事現場を最終粉じん職場とし、平成〇年〇月〇日付けで労働基準局長からじん肺管理区分「管理3ロ、PR<sub>4</sub>（B）、F（+）、肺結核、要療養」と決定され、労災保険により療養を開始した。その後、同局長から、平成〇年〇月〇日付けでじん肺管理区分「管理4、PR<sub>4</sub>（A、B）、F（++）、要療養」と決定されて、複数の医療機関に入退院を繰り返しながら療養を継続していたところ、同年〇月〇日F病院で死亡した。死亡診断書には、直接死因として「急性心筋梗塞」、直接には死因に関係しないが、傷病経過に影響を及ぼした傷病として「脳梗塞後遺症」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者の急性心筋梗塞による死亡には長年のじん肺症罹患が関与しており業務上の事由による死亡であると主張するので、以下検討する。

(2) 被災者の死因とじん肺症の関連について

ア 被災者の直接死因は死亡診断書や医証から急性心筋梗塞であることは明らかである。

イ 一般的に急性心筋梗塞の発症とじん肺症の間に医学的因果関係は認められない。また、一般に、加齢と共に血管の動脈硬化は進行し、心筋梗塞のような動脈硬化性疾患の危険因子や既往を保有している場合には、更にその発症の危険性が高まると考えられる。

ウ 当審査会においては、被災者が死亡時84歳と高齢であったこと、動脈硬化性疾患である脳梗塞の既往を有していたこと、心筋梗塞発症の危険因子である高血圧及び糖尿病の既往を有していたこと等に鑑みると、じん肺症の有無に関わらず、急性心筋梗塞を発症しても何ら不自然とはいえないと判断する。

(3) 被災者のじん肺症と急性心筋梗塞の経過について

次に、被災者において、じん肺症が急性心筋梗塞の発症から死亡へ至る経過に悪影響を与える可能性があるかについてみると、

- ア 被災者の胸部X線像は、平成〇年の決定時及び平成〇年時点のいずれにおいても第4型（PR4）であり、大陰影が認められるが、両者間に大きな変化は認めない。
- イ 請求人らは、胸部CT上の胸部陰影の推移等から被災者のじん肺症が死亡前に悪化していたと主張しているが、F病院の胸部CT像の読影所見には、一貫して「両肺の珪肺症所見は前回同様です。」と記載されており、胸部陰影の変化がじん肺症の悪化に起因するとは述べられていない。
- ウ 以上の胸部画像所見等の経過等に鑑みると、G医師及びH医師が意見書において述べているように、被災者のじん肺症は比較的安定した状態にあり、積極的な治療対象ではなかったとみるのが妥当と判断する。
- エ したがって、当審査会においては、被災者が急性心筋梗塞を発症し急激に死亡に至った経過にじん肺症が関与したとは認められないと判断する。
- 3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。